



令和7年度 補助金交付申請書

令和7年12月5日

函館市長 大 泉 潤 様

浴場名 永寿湯温泉
申請者 住 所 函館市湯川町1丁目7番14号
営業者名 有限会社北央
代表取締役 長南 武次
(法人名・代理者名)

補助事業の名称 公衆浴場設備整備事業

上記の補助事業に関し、次のとおり設備工事を完了しました。

今後、1年以上継続して公衆浴場の経営をしますので、函館市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付申請をします。

- 1 補助事業の理由 老朽腐食による温泉本管引込管の取替工事
- 2 補助対象設備名 水配管関連部品
- 3 完了年月日 令和7年4月21日完了
- 4 補助対象経費 232,727円
- 5 補助金交付申請額 116,000円
- 6 添付書類

工事内訳書兼確認証明書、工事完了引渡書(写)およびその他必要と認める書類。



別記第2号様式（第7条関係）

令和7年度 補助金交付決定通知書

函 保 生

令和7年12月10日

補助事業者

浴場名 永寿湯温泉

住 所 函館市湯川町1丁目7番14号

営業者名 有限会社 北央

代表取締役 長南 武次 様

函館市長 大 泉

補助事業の名称 公衆浴場設備整備事業

令和7年12月5日付けで申請のあった上記の補助事業に係る補助金の交付については、内容精査の結果、次のとおり決定したので、函館市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱第7条の規定により通知する。

1 補助対象経費および補助金の交付額

補助対象設備名	補助対象経費	補助率	補助金の交付額
水配管関連部品	232,727円	1/2	116,000円
合 計	232,727円	—	116,000円

2 補助金の交付予定時期

令和7年12月

3 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この通知に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (3) 補助事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。
 - (ア) この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (イ) 法令または函館市補助金等交付規則および函館市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱に基づく市長の措置に違反したとき。
 - (ウ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (5) 補助事業者は、この補助事業について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。